

＜仮訳＞



親による国際的な子の連れ去りに 関する米国の法律

グレッグ・ガードナー
米 국무省 児童問題部 東半球課長

2019年6月10日





国際的な子の連れ去り救済法 (ICARA)

- 合衆国法典第22編第9001条以下（旧 合衆国法典第42編第11601条以下）。
- 米国における実施法：1988年に議会で可決。
- ハーグ条約の実施：
 - 連れ去りの抑止。
 - 外国への子の不法な連れ去りまたは留置が行われた場合、常居所地への迅速な返還を求める（限定的抗弁事由）。
 - 面会交流権の保護。
- 米 국무省を中央当局に指定。





親による国際的な子の誘拐罪に関する 法律（IPKCA）

- 合衆国法典第18編第1204条
- 親の権利の正当な行使の妨害を目的として、子を米国から連れ去った者もしくは連れ去ろうとした者、または（米国内にいた）子を米国外に留め置いた者は、本編に定める罰金もしくは3年以下の禁錮、またはその両方に処する。





国際的な子の連れ去りと返還に関する 法律（ICAPRA）

- 「ショーン・ディビット・ゴールドマン法」
- 2014年に議会で可決。
- 「国際的な子の連れ去りに関する年次報告書」
- 条約の遵守を促進するために米 국무省が用いるツール。

